諮問庁:法務大臣

諮問日:平成28年6月27日(平成28年(行情)諮問第442号)

答申日:平成28年12月21日(平成28年度(行情)答申第622号)

事件名:平成27年司法試験予備試験短答式試験運営責任者注意事項等の一部

開示決定に関する件

# 答申書

## 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書7(以下「本件対象文書」という。) につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とす べきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月1日付け法務省人試第40号により法務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、原処分を取り消すことを求める。

## 2 異議申立ての理由

## (1) 異議申立書

具体的にいかなる理由により、個別の不開示部分が6号の不開示情報 に該当するかが分からないから、これを明らかにしてもらうために異議 申立てをする。

#### (2)意見書

最高裁は、異議申立人に対し、平成26年12月19日付で、①裁判所職員採用試験の筆記試験の実施要領(資料2の1 添付略)の全部、及び②裁判所職員採用試験の人物の実施要領(資料2の2 添付略)の相当部分を開示した。(資料1 添付略)

しかし,このことによって裁判所職員採用試験の実施事務の適正な遂 行になんらの支障も発生していない。

よって、本件文書の不開示部分の相当部分は、不開示情報に該当しないといえる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 理由説明書
- (1) 司法試験予備試験制度について

ア 司法試験予備試験の概要

司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行われる(司法試験法5条1項)。

司法試験予備試験に合格した者は、その合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間、法科大学院修了者と同様に、司法試験を受験することができる(同法4条1項)。

司法試験予備試験は、受験資格の制限がなく誰でも受験することができ、毎年、短答式試験が5月中旬頃に実施され、短答式試験に合格した者を受験者として論文式試験が7月上旬頃に実施され、最後に、論文式試験に合格した者を受験者として口述試験が10月下旬頃に実施されている(同法5条1項)。

# イ 司法試験予備試験の運営体制の概要

司法試験予備試験に関する事項を適正に管理するために、国家行政組織法8条及び司法試験法12条1項の規定に基づき、法務省の所轄の下に、委員7名から構成される司法試験委員会が置かれ、司法試験委員会において、司法試験予備試験の実施に関する事務等をつかさどる(同法12条2項)。

司法試験委員会の庶務は、法務省大臣官房人事課が行うとされており (司法試験委員会令7条)、同課所属の法務省職員において、司法試験 委員会の庶務を行っている。

### ウ 平成27年司法試験試験予備試験の実施状況

平成27年司法試験予備試験は、短答式試験につき同年5月17日に 全国7試験地において、短答式試験に合格した者につき論文式試験が同年7月11日、12日の2日間にわたり、全国5試験地において、論文 式試験に合格した者につき口述試験が10月24日、25日の2日間に わたり、千葉県浦安市所在の法務省浦安総合センターにおいて、それぞれ実施された。

平成27年司法試験予備試験においては、例年の司法試験予備試験実施業務と同様、法務省職員の指示の下、司法試験予備試験実施委託業務を一般競争入札手続によって落札した委託業者から派遣される試験運営担当者によって、試験業務が実施運営された。

司法試験予備試験では、短答式試験、論文式試験及び口述試験の各試 験場において、各試験場における総括責任者である運営責任者、運営責 任者を補佐する運営副責任者、及び、相当数の試験場係員によって試験 業務が実施運営されている。また、試験場係員は、試験場入口から試験 場内各試験室への誘導を含め試験事務室の試験実施業務を行う会場係員、 個々の試験室の責任者として試験を監督する監督員、及び、監督員の指揮を受けてその補助や試験室の各種業務を行う監督補助員などで構成されている。

# (2) 本件対象文書の一部を不開示とした理由について

### ア 本件対象文書

異議申立人は、平成28年2月1日付け同人作成に係る行政文書開示請求書において、「司法試験予備試験会場の運営に関するマニュアル (最新版)」の開示を求めている。

上記(1)の1記載のとおり、司法試験予備試験は毎年実施されており、試験実施事務委託業者においては、毎年、実施事務に従事する者らの参考に供するため、監督上の注意事項等を記載した実施運営に関する要領を作成している。しかし、平成28年司法試験予備試験については、上記開示請求の時点においてまだ試験実施準備の段階であったことから、かかる文書は作成されていなかったものである。

そこで、本件対象文書として、平成27年司法試験予備試験における 試験場の実施運営に関する要領を定めた文書と特定し、短答式試験につ き、「平成27年司法試験予備試験短答式試験運営責任者注意事項」と 題する文書(文書1)、「平成27年司法試験予備試験短答式試験試験 実施要領(試験事務室・会場係係員用)」と題する文書(文書2)、 「平成27年司法試験予備試験短答式試験試験実施要領(監督員・監督 補助員用)」と題する文書(文書3)、論文式試験につき、「平成27年司法試験予備試験演文式試験運営責任者注意事項」と題する文書(文 書4)、「平成27年司法試験予備試験論文式試験試験実施要領(試験 事務室・会場係員用)」と題する文書(文書5)、「平成27年司法試 験予備試験論文式試験試験実施要領(監督員・監督補助員用)」と題す る文書(文書6)、口述試験につき、「平成27年司法試験予備試験口 述試験試験実施要領」と題する文書(文書7)の7文書と特定した上、 それらの一部を開示する旨の決定を行った。

# イ 本件対象文書の一部を不開示とした理由

本件対象文書1ないし7は、試験業務に従事する者の実施要領が記載されているところ、不開示とした部分には、関係者以外には知り得ない情報であって、これを公にした場合、試験時間の管理や試験問題等の管理等につき支障を及ぼす試験妨害行為を容易にする情報、又は、カンニング等の不正行為を容易にする情報が記載されている。すなわち、不開示とした部分には、これを公にすると、試験の公正性・公平性が害される危険を招き、司法試験予備試験に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなど司法試験予備試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして法5条6号

本文, 同号イ該当情報が記載されていることから, 当該情報が記載されている部分を不開示としたものである。

これに対して、異議申立人は、「具体的にいかなる理由により、個別の不開示部分が6号の不開示情報に該当するかが分からない」旨主張し、本件異議申立てを行っているところ、以下詳述するとおり、同主張に理由はない。

# (3) 異議申立人の主張に理由がないことについて

ア 試験妨害行為や不正行為の防止の必要性、状況に応じた迅速かつ適切 な対処の必要性について

司法試験予備試験は、上記(1)のア記載のとおり、司法試験を受けようとする者が法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに 法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的 とする国家試験であり、厳格な公正性・公平性の確保が求められている。

そして、試験実施の公正性・公平性を確保するためには、厳格な試験時間の管理、及び、試験問題等の管理を行うことが必要不可欠であるところ、試験時間や試験問題等の管理を妨害し試験の円滑な進行を妨げるような試験妨害行為を防止する必要性が極めて大きい。また、当然ながら、替え玉受験、カンニングなどの不正行為を看過すれば、試験結果の公正性・公平性を保つことはできず、試験に対する信頼を根本的に損なうこととなるところ、不正行為を防止する必要性も極めて大きい。

このような試験妨害行為や不正行為の防止は、いずれの試験でも要請されるところではあるが、合格者に司法試験受験資格を付与することとなり、高度の公正性・公平性の確保が求められる司法試験予備試験においては、とりわけ強く要請されている(司法試験法10条等)。

また、試験実施に際しては、多数の受験者からの質問への対応、突発的事態への対応等を含め、実際に生じた様々な事象に応じた対応が必要となるところ、そのような様々な場面における対応を要領として事前に一律に文書化することには自ずと限界があり、個々の状況に応じた迅速かつ適切な対処が必要である。

# イ 文書1について

文書1は、短答式試験において、各試験場における試験実施業務の総括責任者である運営責任者、及び、運営責任者を補佐する運営副責任者(以下「運営責任者等」という。)が行うべき事項について説明した実施要領である。

### (ア) 表紙について

本件各対象文書の表紙は、使用者の属性を一見して特定できるように、各試験において異なる色彩・形状とする工夫が施されており、 試験当日、運営責任者等が各試験場おいて行動する際、これを所持 していることをもって関係者でり、かつその属性を示す物品の一つ としても用いられており、言わば身分証代わりとしても用いられて いる意味合いのあるものである。

そのため、文書1の表紙を公にすることとなれば、同様の形状の表紙を用いた冊子を携行することによって運営責任者等になりすますことが可能となり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、試験場内で関係者のみが立ち入ることのできる場所へ出入りすることが可能となる。したがって、文書1の表紙は、これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ、試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条6号本文及び同号イに該当する情報である。

## (イ) 目次の不開示部分について

文書1の目次の不開示部分は,運営責任者等において各段階で行う 準備作業の詳細及び試験当日に行われる諸手続の標目を記載している ところ,これを公にすることとなれば,運営責任者等がいかなる時間 帯にどのような行動を行っているかその概要が明らかとなる。となれ ば,試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が,運営責任者等の動静を 把握してその隙に乗じることにより,これらの行為に及ぶことを容易 ならしめることとなるので,目次の不開示部分は,試験実施事務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって,法5条6号本文 及び同号イに該当する情報である。

# (ウ) 本文の不開示部分について

文書1の本文の不開示部分は、運営責任者等が試験実施に際し、各段階で行う準備作業の詳細及び試験当日に行われる諸手続の詳細が記載されており、これを公にすることとなれば、運営責任者等がいかなる時間帯にどのような行動を行っているかその詳細が明らかとなり、さらには、各試験室における試験時間の管理方法の詳細及び試験問題、答案等の授受方法やその管理方法の詳細等が明らかとなる。となれば、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、運営責任者等の動静を把握してその隙に乗じたり、効果的に妨害行為を行って試験時間を混乱させたり、試験問題の奪取を図ったりするなど、試験妨害行為や不正行為を容易ならしめることとなる。

また、上記不開示部分を公にすることとなれば、業務の微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が 多発して、運営責任者等においてその対応に追われるなどすることに より、試験の実施運営上の困難を生じるおそれもある。

したがって、文書1の本文の不開示部分は、司法試験予備試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であって、

法5条6号本文及び同号イに該当する。

### ウ 文書2について

文書 2 は、短答式試験の各試験場で勤務する会場係員が試験事務室 等で行うべき事項について説明した実施要領である。

### (ア) 表紙について

上記(3)のイ(ア)と同様、文書2の表紙は、これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ、試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

## (イ) 本文の不開示部分について

- A 文書2の本文の不開示部分は、会場係員が試験実施に際し、試験事務室等において、各試験科目で行う準備作業の詳細及び試験時間中に行う業務の詳細が記載されている。これを公にすることなれば、各試験室における試験問題・答案等の授受方法やその管理方法の詳細等が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、会場係員の対応状況や注意状況を事前に把握した上その状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となる。また、上記不開示部分を公にすることとなれば、業務の微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、会場係員においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれもある。以上からすると、司法試験予備試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号本文及び同号イに該当する。
- B 一例を挙げれば、文書2本文中の項目「イレギュラー対応」の不開示部分には、受験者からの要望や問い合わせへの対応要領が記験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領が記載されている。これを公にすることとなれば、会場係員における受験者への対応の詳細内容や特殊事態への対応の詳細内容等が明らかとなり、さらに、試験実施時に発生し得る事態として等がに何が想定されていて、逆に、何が想定されていなが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、会場係員の対応が担握してその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となる。また、上記不開示部分に記載されているこれら対応要領の記載内容と、実際の会場係員の対応が齟齬しているなどという指摘が多発して、本来であれば、個々の状況に応じた迅速かつ適切な対処が必要であれば、個々の状況に応じた迅速かつ適切な対処が必要であるのに、会場係員においてこのような指摘への対応に追われるなど

し、試験の実施運営上の困難が生じるおそれがある。

### エ 文書3について

文書3は、短答式試験試験場の個々の試験室において、試験室の責任者として試験を監督する監督員、及び、監督員の指揮を受けて試験 監督の補助を行う監督補助員(以下「監督員等」という。)が行う事項について説明した実施要領である。

### (ア) 表紙について

上記(3)のイ(ア)と同様,文書3の表紙は、これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ、試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

# (イ) 本文の不開示部分について

- A 文書3の本文の不開示部分は、監督員等が試験実施に際して、 各試験科目で行う準備作業の詳細及び試験時間中に行う業務の詳 細が記載されている。これを公にすることとなれば、各試験室に おける適正な試験時間の確保のための対応方法や試験問題等の管 理方法の詳細等が明らかとなり、さらに、試験時間中の不正受験 を防止するための注意点等として事前に何が想定され、何が想定 されていないかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもく ろむ者において,監督員等の対応状況や注意状況を事前に把握し てその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に 及ぶことが容易となる。また、上記不開示部分を公にすることと なれば、業務の微細な事項につき、要領の記載内容と実際の監督 員等の対応が齟齬しているなどという指摘が多発して,監督員等 においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運 営上の困難が生じるおそれがある。以上からすると,司法試験予 備試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあ るため、法5条6号本文及び同号イに該当する。
- B 一例を挙げれば、文書3本文中の項目「イレギュラー対応」の 不開示部分には、受験者からの要望や問い合わせへの対応要領や、 試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領が 記載されている。これを公にすることとなれば、監督員等におけ る受験者への対応の詳細内容や特殊事態への対応の詳細内容等が 明らかとなり、さらに、試験実施時に発生し得る事態として事前 に何が想定され、何が想定されていないかが明らかとなり、試験 妨害行為や不正行為をもくろむ者において、監督員等の対応状況 を事前に把握してその状況を利用することによって、試験妨害行 為や不正行為に及ぶことが容易となる。また、上記不開示部分に

記載されているこれら対応要領の記載内容と、実際の監督員等の対応が齟齬しているなどという指摘が多発し、本来であれば個々の状況に応じた迅速かつ適切な対処が必要であるのに、監督員等においてこのような指摘への対応に追われるなどし、試験の実施運営上の困難が生じるおそれがある。

### オ 文書4について

文書 4 は、論文式試験において、各試験場における試験実施業務の 総括責任者である運営責任者、及び、運営責任者を補佐する運営副 責任者(運営責任者等)が行うべき事項について説明した実施要領 である。

### (ア) 表紙について

上記(3)のイ(ア)と同様,文書4の表紙は,これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ,試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって,法5条6号本文及び同号イに該当する。

### (イ) 目次の不開示部分について

上記(3)のイ(イ)と同様,文書4の目次の不開示部分は,これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ,試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって,法5条6号本文及び同号イに該当する。

#### (ウ) 本文の不開示部分について

文書4の本文の不開示部分は、運営責任者等が試験実施に際し、各段階で行う準備作業の詳細及び試験当日に行われる諸手続の詳細が記載されており、これを公にすることとなれば、運営責任者等がいかなる時間帯にどのような行動を行っているかその詳細が明らかとなり、さらには、各試験室における試験時間の管理方法の詳細及び試験問題、答案等の授受方法やその管理方法の詳細等が明らかとなる。となれば、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、運営責任者等の動静を把握してその隙に乗じたり、効果的に妨害行為を行って試験時間を混乱させたり、試験問題の奪取を図ったりするなど、試験妨害行為や不正行為を容易ならしめることとなる。 また、上記不開示部分を公にすることとなれば、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応が齟齬しているなどという指摘が多発して、運営責任者等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難が生じるおそれがある。

したがって、文書4の本文の不開示部分は、司法試験予備試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

### カ 文書5について

文書5は、論文式試験の各試験場で勤務する会場係員が試験事務室 等で行うべき事項について説明した実施要領である。

### (ア) 表紙について

上記(3)のイ(ア)と同様,文書5の表紙は,これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ,試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって,法5条6号本文及び同号イに該当する。

### (イ) 目次の不開示部分について

文書5の目次の不開示部分には、受験者からの要望や問い合わせへの対応要領や、試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領の標目が記載されている。これを公にすることとなれば、会場係員等における受験者への対応や特殊事態への対応等が明らかとなり、さらに、試験実施時に発生し得る事態として事前に何が想定され、何が想定されていないかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、会場係員等の対応状況を事前に把握してその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となり、司法試験予備試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号本文及び同号イに該当する。

# (ウ) 本文の不開示部分について

- A 文書5の本文中の不開示部分は、会場係員が試験実施に際し、 試験事務室等において,各試験科目で行う準備作業の詳細及び試 験時間中に行う業務の詳細,及び,受験者からの要望や問い合わ せへの対応要領や、試験実施時に発生することが想定される特殊 事態への対応要領が記載されている。これを公にすることとなれ ば,各試験室における試験問題・答案等の授受方法やその管理方 法の詳細等が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ 者において、会場係員の対応状況や注意状況を事前に把握してそ の状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶ ことが容易となる。また、上記不開示部分を公にすることとなれ ば、業務の微細な事項につき、要領の記載内容と実際の会場係員 の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、会場係員におい てその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の 困難を生じるおそれもある。以上からすると、司法試験予備試験 の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、 法5条6号本文及び同号イに該当する。
- B 一例を挙げると、文書5本文中の「Q&A」及び「受験者使用 許可物品等」の不開示部分には、受験者からの要望や問い合わせ

への対応要領や、試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領が記載されている。これを公にすることとなれば、会場係員における受験者への対応の詳細や特殊事態への対応の詳細等が明らかとなり、さらに、試験実施時に発生し得る事態として事前に何が想定され、何が想定されていないかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、会場係員の対応状況を事前に把握してその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となる。また、上記不開示部分に記載されているこれら対応要領の記載内容と、実際の会場係員の対応が齟齬しているなどという指摘が多発して、本来であれば個々の状況に応じた迅速かつ適切な対処が必要であるのに、会場係員においてこのような指摘への対応に追われるなどし、試験の実施運営上の困難が生じるおそれがある。

### キ 文書6について

文書6は、論文式試験試験場の個々の試験室において、試験室の責任者として試験を監督する監督員、及び、監督員の指揮を受けて試験 監督の補助を行う監督補助員(監督員等)が行う事項について説明した実施要領である。

# (ア) 表紙について

上記(3)のイ(ア)と同様,文書6の表紙は,これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ,試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって,法5条6号本文及び同号イに該当する。

# (イ) 目次の不開示部分について

上記(3)のイ(イ)と同様,文書6の目次の不開示部分は,これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ,試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって,法5条6号本文及び同号イに該当する。

## (ウ) 本文の不開示部分について

A 文書6の本文中の不開示部分は、監督員等が試験実施に際し、 各試験科目で行う準備作業の詳細及び試験時間中に行う業務の詳細、及び、受験者からの要望や問い合わせへの対応要領や、試験 実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領が記載 されている。これを公にすることとなれば、各試験室における適 正な試験時間の確保のための対応方法や試験問題等の管理方法の 詳細等が明らかとなり、さらに、試験時間中の不正受験を防止す るための注意点等として事前に何が想定され、何が想定されてい ないかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者に おいて、監督員等の対応状況や注意状況を事前に把握してその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となる。また、上記不開示部分を公にすることとなれば、業務の微細な事項につき、要領の記載内容と実際の監督員等の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれもある。以上からすると、司法試験予備試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号本文及び同号イに該当する。

B 一例を挙げると、文書6の「Q&A」及び「受験者使用許可物品等」の不開示部分には、受験者からの要望や問い合わせへの対応要領や、試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領が記載されている。これを公にすることとなれば、監督員等における受験者への対応の詳細や特殊事態への対応の詳細等が明らかとなり、さらに、試験実施時に発生し得る事態として事前に何が想定され、何が想定されていないかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、監督員等の対応状況を事前に把握してその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となる。また、上記不開示部分に記載されているこれら対応要領の記載内容と、実際の監督員等の対応が齟齬しているなどという指摘が多発して、監督員等においてこのような指摘への対応に追われるなどし、試験の実施運営上の困難が生じるおそれがある。

### ク 文書 7 について

文書7は、口述試験の試験場において、運営責任者、運営副責任者、 会場係員、監督員、監督補助員等、試験業務に従事する者(以下 「試験業務従事者」という。)の行うべき事項について説明した実 施要領である。

# (ア) 表紙について

上記(3)のイ(ア)記載のとおり、文書7の表紙は、これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ、試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

#### (イ) 目次の不開示部分について

文書7の目次の不開示部分には、試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領の標目が記載されている。これを公にすることとなれば、試験業務従事者における特殊事態への対応等が明らかとなり、さらに、試験実施時に発生し得る事態として事前に何が想

定され、何が想定されていないかが明らかとなり、試験妨害行為や不 正行為をもくろむ者において、会場係員等の対応状況を事前に把握し てその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶ ことが容易となり、司法試験予備試験の実施業務の適正な遂行に重大 な支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 6 号本文及び同号イに該当 する。

# (ウ) 本文中の不開示部分について

- A 文書7の本文中の不開示部分は、試験業務従事者が試験実施に際して行う準備作業の詳細及び試験場における業務の詳細が記載されている。これを公にすることとなれば、試験場における受験者の管理、監視、誘導などの方法や試験実施内容の詳細等が明らかとなり、さらに、不正受験を防止するための注意点等として事前に何が想定され、何が想定されていないかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、試験業務従事者の対応状況や注意行為や不正行為に及ぶことが容易となる。また、上記不開示部分を公にすることとなれば、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、試験業務従事者においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれもある。以上からすると、司法試験予備試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号本文及び同号イに該当する。
- B 一例を挙げると、文書7の本文中の「Q&A」の不開示部分は、 受験者からの要望・問い合わせへの対応要領や試験実施時に発生す ることが想定される特殊事態への対応要領が記載されている。これ を公にすることとなれば、試験業務従事者における受験者への対応 の詳細や特殊事態への対応の詳細等が明らかとなり、さらに、試験 実施時に発生し得る事態として事前に何が想定され、何が想定され ていないかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者 において、試験業務従事者の対応状況を事前に把握してその状況を 利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易 となる。また、上記不開示部分に記載されているこれら対応の詳細 と、実際の対応が齟齬しているなどという指摘が多発して、試験業 務従事者においてこのような指摘への対応に追われるなどし、試験 の実施運営上の困難が生じるおそれがある。

#### (4) 結論

以上のとおり、文書1ないし7の各不開示部分については、法5条6 号本文及び同号イに該当する情報が記載されていることから、これらを 不開示とした処分庁の決定は相当である。

- 2 補充理由説明書
- (1)以下の一部不開示とした部分について、その理由を補足する。
  - ア 文書2「1 試験実施業務運営組織図」

本運営組織図には、司法試験委員会が設置した試験実施本部(以下「本部」という。)の試験会場が記載されており、これを公にした場合、どの試験会場に本部があるかが判明する。本部の設置会場が明らかとなった場合、試験妨害や不正行為をもくろむ者に本部が標的とされ、試験運営の疑義等に関する各試験会場からの報告、それに対する本部からの指示が適切に伝わらなくなるなどの妨害を受けることで、試験運営上の重要決定事項に関する指揮系統が麻痺し、試験運営自体が成り立たなくなり試験実施に重大な支障が生じ、司法試験予備試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号本文及び同号イに該当するため不開示とすることが相当である。

- イ 文書 3 「1 試験実施業務運営組織図」 上記ア記載と同じ。
- ウ 文書 5 「1 試験実施業務運営組織図」 上記ア記載と同じ。
- エ 文書 6 「1 試験実施業務運営組織図」 上記ア記載と同じ。
- (2) 別紙2に掲げる不開示部分については、法5条6号本文及び同号イに 該当するため不開示としたところであるが、再度精査した結果、開示可 能な情報と認められることから開示することとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年6月27日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月5日 審議

④ 同月11日 異議申立人から意見書及び資料を収受

⑤ 同年10月4日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年11月8日 審議

⑦ 同月25日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑧ 同年12月9日 審議

9 同月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成27年司法試験予備試験短答式試験運営責任者

注意事項」(文書 1), 「平成 2 7年司法試験予備試験短答式試験試験実施要領(試験事務室・会場係係員用)」(文書 2), 「平成 2 7年司法試験予備試験短答式試験試験実施要領(監督員・監督補助員用)」(文書 3), 「平成 2 7年司法試験予備試験論文式試験運営責任者注意事項」(文書 4), 「平成 2 7年司法試験予備試験論文式試験試験実施要領(試験事務室・会場係員用)」(文書 5), 「平成 2 7年司法試験予備試験論文式試験試験実施要領(監督員・監督補助員用)」(文書 6)及び「平成 2 7年司法試験予備試験口述試験試験実施要領」(文書 7)である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部が法 5 条 6 号柱書き及びイ に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、別紙2に掲げる部分については、開示するとしているが、その余の部分(以下「本件不開示維持部分」という。)については原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性を検討する。

- 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について
- (1)「平成27年司法試験予備試験短答式試験運営責任者注意事項」(文書1)について

文書1は、平成27年司法試験予備試験(以下「試験」ともいう。) 短答式試験において、各試験場における運営責任者等が行うべき事項に ついて説明した実施要領であり、①表紙、②目次及び③本文で構成され ている。

### ア 表紙について

当審査会において文書 1 を見分したところ、標記の部分には、特に 秘匿すべき情報の記載は認められないものの、他の文書の表紙と異なる特定の色彩の紙が使用され、印字されている文字等の配置、形状等にも一定の特徴があると認められる。

そして、諮問庁の説明によれば、文書1の表紙については、使用者の特性を一見して特定できるように異なる色彩、形状としており、いわば身分証代わりとして用いられている意味合いのあるものであるとのことであり(文書2ないし文書7の表紙についても同じ。)、この点を覆すに足りる事情はない。

そうすると、標記の部分が公になった場合、同様の形状の表紙を用いた冊子を携行することによって試験実施業務関係者になりすますことが可能となり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、試験場内で試験実施業務関係者のみが立ち入ることのできる場所へ出入りすることが可能となるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### イ 目次に係る不開示維持部分について

当審査会において文書1を見分したところ、標記の部分には、運営 責任者等において各段階で行う準備作業及び試験当日に行われる諸 手続の内容が、端的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、運営責任者等がいかなる時間帯に どのような準備・行動を行っているかの概要が明らかとなり、試験 妨害行為や不正行為をもくろむ者が、運営責任者等の動静を把握し、 その隙に乗じることにより、これらの行為に及ぶことを容易ならし める旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

# ウ 本文に係る不開示維持部分について

当審査会において文書 1 を見分したところ、標記の部分には、運営 責任者等において各段階で行う試験前日までの準備作業の詳細及び 試験当日に行われる諸手続等の内容が、具体的に記載されていると 認められる。

そうすると、これを公にすると、運営責任者等がいかなる時間帯に どのような行動を行っているかの詳細や、各試験室における試験時間の管理方法及び試験問題・答案等の授受方法や管理方法の詳細等 が明らかになり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、運営責 任者等の動静を把握してその隙に乗じたり、効果的な妨害行為を行って試験時間を混乱させたり、試験問題の奪取を図ったりするなど、 試験妨害行為や不正行為を容易ならしめる旨の諮問庁の説明は、首 肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 「平成27年司法試験予備試験短答式試験試験実施要領(試験事務室・会場係係員用)」(文書2)について

文書 2 は、短答式試験の各試験場で勤務する会場係員が試験事務室等 で行うべき事項について説明した実施要領であり、①表紙及び②本文で 構成されている。

### ア 表紙について

当審査会において文書2を見分したところ、標記の部分は、文書1と同様に、その色彩や文字等の配置、形状等が一定の特徴を有するものであると認められる。

そうすると、標記の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### イ 本文に係る不開示維持部分ついて

当審査会において文書2を見分したところ,本文に記載された内容 については次のとおり大別できる。

- ① 試験の実施について
- ② 試験実施業務運営組織図と役割
- ③ 試験の時間割
- ④ 会場実施要領
- ⑤ 試験スケジュールと業務内容
- ⑥ イレギュラー対応
- **⑦** 資料
- (ア)標記の部分のうち、試験実施運営組織図の試験実施本部の設置場所が記載された部分については、これを公にした場合、試験妨害や不正行為をもくろむ者に本部が標的とされ、試験運営の疑義等に関する各試験会場からの報告、それに対する総本部からの指示が適切に伝わらなくなるなどの妨害を受けることで、試験運営上の重要決定事項に関する指揮系統が麻痺し、試験運営自体が成り立たなくなり試験実施に重大な支障が生じるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。
- (イ) また、その余の部分には、会場係員が試験実施に際し、各試験科目で行う準備作業の詳細及び試験時間中に行う業務が、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、各試験室における試験問題・答案等の授受方法やその管理方法の詳細等が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、会場係員の対応状況や注意状況を事前に把握した上その状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となることや、業務の微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、会場係員においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれがある旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

- (ウ) したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- (3)「平成27年司法試験予備試験短答式試験試験実施要領(監督員・監督補助員用)」(文書3)について

文書3は、短答式試験試験場の個々の試験室において、監督員等が行う事項について説明した実施要領であり、①表紙及び②本文で構成されている。

## ア 表紙について

当審査会において文書3を見分したところ、標記の部分は、文書1と同様に、その色彩や文字等の配置、形状等が一定の特徴を有するものであると認められる。

そうすると、標記の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 本文に係る不開示維持部分について

当審査会において文書3を見分したところ、本文に記載された内容 については次のとおり大別できる。

- ① 試験の実施について
- ② 試験実施業務運営組織図と役割
- ③ 試験の時間割
- ④ 監督実施要領
- ⑤ 試験当日スケジュールと業務内容
- ⑥ イレギュラー対応
- ⑦ 資料
- (ア)標記の部分のうち、試験実施運営組織図の試験実施本部の設置場所が記載された部分については、上記(2)イ(ア)の文書2の不開示維持部分と同一のものであると認められる。

したがって、当該部分については、上記(2)イ(ア)と同様の 理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断する までもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) また、その余の部分については、監督員等が試験実施に際し、各 試験科目で行う準備作業の詳細及び試験時間中に行う業務が、具体 的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、各試験室における適正な試験時間確保のための対応方法や、試験問題等の管理方法の詳細等や試験時間中の不正受験を防止するための注意点として事前に何が想定さ

れているか等が明らかになり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、監督員等の対応状況や注意状況を事前に把握してその状況を利用することによって、それらの行為に及ぶことが容易になることや、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の監督員等の対応が齟齬しているなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難が生じる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 「平成27年司法試験予備試験論文式試験運営責任者注意事項」(文書4)について

文書4は、論文式試験において、各試験場における運営責任者等が行うべき事項について説明した実施要領であり、①表紙、②目次及び③本文で構成されている。

# ア 表紙について

当審査会において文書4を見分したところ、標記の部分は、文書1と同様に、その色彩や文字等の配置、形状等が一定の特徴を有するものであると認められる。

そうすると、標記の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## イ 目次に係る不開示維持部分について

当審査会において文書4を見分したところ、標記の部分には、運営 責任者等において各段階で行う準備作業の詳細及び試験当日に行われ る諸手続の内容が、端的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、運営責任者等がどのような準備・ 行動を行っているかの概要や、どのような対応策を定めているか等が 明らかになると認められることから、上記(1)イと同様の理由によ り、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、 不開示とすることが妥当である。

### ウ 本文に係る不開示維持部分について

当審査会において文書 4 を見分したところ、標記の部分には、運営 責任者等が試験実施に際し、試験前日までの各段階で行う準備作業 及び試験当日に行われる諸手続の内容等が、具体的に記載されてい ると認められる。

そうすると、これを公にすると、運営責任者等がいかなる時間帯に

どのような準備・行動を行っているかの詳細や、各試験室における 試験時間の管理方法及び試験問題・答案等の授受方法や管理方法の 詳細等が明らかになり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、 運営責任者等の動静を把握し、その隙に乗じたり、効果的な妨害行 為を行って試験時間を混乱させたり、試験問題の奪取を図ったりす るなどして試験妨害行為や不正行為が行われることを容易にするお それがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 「平成27年司法試験予備試験論文式試験試験実施要領(試験事務 室・会場係員用」(文書5)について

文書5は論文式試験の各試験場で勤務する会場係員が試験事務室等で 行うべき事項について説明した実施要領であり、①表紙、②目次及び③ 本文で構成されている。

# ア 表紙について

当審査会において文書 5 を見分したところ、標記の部分は、文書 1 と同様に、その色彩や文字等の配置、形状等が一定の特徴を有するものであると認められる。

そうすると、標記の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## イ 目次に係る不開示維持部分について

当審査会において文書5を見分したところ、 標記の部分には、受験生からの要望や問合せへの対応要領や、試験実施時に発生することが想定される特殊事項への対応要領の題名が、端的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、会場係員等がどのような事態を想定して対応策を定めているか等が明らかになると認められることから、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 本文に係る不開示維持部分について

当審査会において文書5を見分したところ、本文に記載された内容については各試験場で勤務する会場係員が試験事務室で行うべき事項であり、標記の部分には、司法試験業務運営組織図の試験実施本部の設置場所及び会場係員が試験実施に際し、試験事務室等におい

- て、各試験科目で行う準備作業の詳細及び試験時間中に行う業務、 受験者からの要望や問合せへの対応及び試験実施時に発生すること が想定される特殊事態への対応が、具体的に記載されていると認め られる。
- (ア)標記の部分のうち、司法試験業務運営組織図の試験実施本部の設置場所が記載された部分については、上記(2)イ(ア)の文書2の不開示維持部分と同一のものであると認められる。

したがって、当該部分については、上記(2)イ(ア)と同様の 理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断する までもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) また、その余の部分については、これを公にすると、各試験室における試験問題・答案等の授受方法やその管理方法及び会場係員における受験者への対応や特殊事態への対応の詳細が明らかになり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、会場係員の対応状況や注意状況を把握してその状況を利用することによって、それらの行為に及ぶことが容易になることや、業務の微細な事項につき、要領の記載内容と実際の会場係員の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難が生じる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 「平成27年司法試験予備試験論文式試験試験実施要領(監督員・監督補助員用)」(文書6)について

文書6は、論文式試験試験場の個々の試験室において、監督員等が行う事項について説明した実施要領であり、①表紙、②目次及び③本文で構成されている。

# ア 表紙について

当審査会において文書6を見分したところ、標記の部分は、文書1と同様に、その色彩や文字等の配置、形状等が一定の特徴を有するものであると認められる。

そうすると、標記の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 目次に係る不開示維持部分について

当審査会において文書6を見分したところ、標記の部分には、監督

員等の準備作業、受験生からの要望や問合せへの対応要領及び試験 実施時に発生することが想定される特殊事項への対応の内容が、端 的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、監督員等がどのような事態を想定して対応策を定めているか等が明らかになると認められることから、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 本文に係る不開示維持部分について

当審査会において文書6を見分したところ、本文に記載された内容については、各試験場の個々の試験室の監督員等が行うべき事項であり、標記の部分には、試験実施業務運営組織の試験実施本部の設置場所及び監督員等が試験実施に際し、各試験科目で行う準備作業、試験時間中に行う業務、受験者からの要望や問合せへの対応及び試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応が、具体的に記載されていると認められる。

(ア)標記の部分のうち、試験業務運営組織図の試験実施本部の設置場所が記載された部分については、上記(2)イ(ア)の文書2の不開示維持部分と同一のものであると認められる。

したがって、当該部分については、上記(2)イ(ア)と同様の 理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断する までもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) また、その余の部分については、これを公にすると、各試験室における適正な試験時間確保のための対応方法や試験問題等の管理方法や監督員等における受験者への対応や特殊事態への対応の詳細が明らかになり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、会場係員の対応状況や注意状況を把握してその状況を利用することによって、それらの行為に及ぶことが容易になることや、業務の微細な事項につき、要領の記載内容と実際の監督員等の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難が生じる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 「平成27年司法試験予備試験口述試験試験実施要領」(文書7)に ついて

文書7は、口述試験の試験場において、試験業務従事者の行うべき事

項について説明した実施要領であり、①表紙、②目次及び③本文で構成 されている。

## ア 表紙について

当審査会において文書 7 を見分したところ、標記の部分は、文書 1 と同様に、その色彩や文字等の配置、形状等が一定の特徴を有するものであると認められる。

そうすると、標記の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

# イ 目次に係る不開示維持部分について

当審査会において文書 7 を見分したところ、 標記の部分には、試験実施時に発生することが想定される特殊事項への対応の内容が、端的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、会場係員等がどのような事態を想定して対応策を定めているか等が明らかになると認められることから、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

# ウ 本文に係る不開示維持部分について

当審査会において文書 7 を見分したところ、本文に記載された内容については試験場で勤務する試験業務従事者が行うべき事項であり、標記の部分には、試験業務従事者が試験実施に際して行う準備作業、試験場における業務受験者からの要望や問合せへの対応及び試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応が、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、試験場における受験者の管理、監視、誘導などの方法や、試験実施内容の詳細等や試験業務従事者における受験者への対応や特殊事態への対応の詳細が明らかになり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、試験業務従事者の対応状況や注意状況を事前に把握してその状況を利用することによって、それらの行為に及ぶことが容易になることや、業務の微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難が生じる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでも

なく、不開示とすることが妥当である。

- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 6 号柱書き及 びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示 とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同

とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断 した。

# (第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

# 別紙1

- 文書 1 平成 2 7 年司法試験予備試験短答式試験運営責任者注意事項
- 文書 2 平成 2 7 年司法試験予備試験短答式試験試験実施要領(試験事務室・ 会場係係員用)
- 文書 3 平成 2 7 年司法試験予備試験短答式試験試験実施要領(監督員·監督 補助員用)
- 文書 4 平成 2 7 年司法試験予備試験論文式試験運営責任者注意事項
- 文書 5 平成 2 7 年司法試験予備試験論文式試験試験実施要領(試験事務室· 会場係員用)
- 文書 6 平成 2 7 年司法試験予備試験論文式試験試験実施要領(監督員・監督 補助員用)
- 文書7 平成27年司法試験予備試験口述試験試験実施要領

# 別紙2 補充理由説明書において諮問庁が新たに開示するとした部分

- 1 文書1について10頁中,第4の3及び4の表題部分
- 2 文書2について
- (1)2頁の「1 試験実施業務運営組織図」中,上記第3の2(1)記載部 分以外
- (2) 5頁, 41頁及び61頁ないし63頁
- (3)55頁の枠内部分
- 3 文書 3 について
- (1)2頁の「1 試験実施業務運営組織図」中,上記第3の2(1)記載部 分以外
- (2) 5頁, 53頁, 73頁ないし75頁
- (3) 67頁の枠内部分
- 4 文書 4 について 1 2 頁中, 第 4 の 3 及び 4 の表題部分
- 5 文書5について
- (1)2頁の「1 試験実施業務運営組織図」中,上記第3の2(1)記載部 分以外
- (2) 49頁の下4行以外の部分
- (3)50頁及び51頁
- (4) 65頁の枠内の下9行の部分
- 6 文書6について
- (1)2頁の「1 試験実施業務運営組織図」中,上記第3の2(1)記載部 分以外
- (2) 93頁の下4行以外の部分
- (3) 94頁及び95頁
- (4) 107頁の下6行の部分
- (5) 109頁の下9行の部分
- 7 文書 7 について
- (1)2頁
- (2) 43頁の下6行の部分
- (3) 59頁の右上1行目以外の部分